華僑及び外国人投資 Q&A　　2024.04

一、外国投資家は、どのようにして台湾市場に投資しますか。

回答:外国投資家は、国外の外国投資家と国内の外国投資家の二つの種類に分けられます。

（一） 国外の外国投資家:

国外の華僑及び外国自然人と国外の外国機関投資家(ファンド型の投資家と非ファンド型の投資家に大別できる。)を含め、台湾の代理人/保管機関を指定し、台湾証券取引所への身分登録手続きをした後、証券会社で証券取引口座を開設して有価証券を売買します。

（二） 国内の外国投資家:

国内の華僑及び外国自然人と国内の外国機関投資家を含め、証券会社に依頼し、台湾証券取引所への身分登録手続きをした後、証券取引口座を開設して有価証券を売買します。

二、外国投資家は、身分によって台湾市場に投資できるかどうか、どのように判定しますか。

回答:外国投資家は、身分によって台湾市場に投資できるかどうかが判定するフローチャートについて、付属図をご覧ください。

三、台湾市場に投資する外国機関投資家又はその取引先とは、中国の投資家ではいけません。中国の投資家の定義。

回答:

（一） 非ファンド型の外国機関投資家、又はその取引先(台湾の有価証券に実質的に投資する者)とは、いずれも中国の個人、法人、団体、その他の機関、又はこれらが第三地に投資する会社ではいけません。

（二） 関係法規

1. 「台湾と中国の人民関係条例」第 73 条の規定により、中国の個人、法人、団体、その他の機関、又はこれら第三地に投資する会社は、主務官庁の許可を得ることなく台湾に投資できません。経済部投資審議司と金融監督管理委員会は、上記条例の第 73 条第 3 項に基づき、「中

国人民来台投資許可弁法」と「中国投資家来台従事証券投資および期貨取引管理弁法」」を制定しました。そのうち、「中国人民来台投資許可弁法」は、台湾に中国投資家による直接的な投資（中国投資人による直接的に 1 回かつ累計投資がいずれとも上場会社または店頭登録会社の株式の 10%を満たすことを含む。）を規制します。「中国投資家来台従事証券投資および期貨取引管理弁法」は、台湾に証券投資（10%以下）を規制します。「中国投資家来台従事証券投資および期貨取引管理弁法」第 3 条の規定によると、中国の証券、保険及び銀行の主務官庁の認可を受けた機関投資家(以下、「QDII」という。)のみは台湾に証券投資ができます。また、上場会社或いは店頭登録会社は中国戸籍が持つ従業員に対して、有価証券を法令の規定に基づいて付与する、又は外国法人が有する株式が台湾証券取引所或いは財団法人中華民国証券店頭売買センターに上場或いは店頭登録して売買される場合、中国で法律に基づき設立登記或いは中国戸籍が持つ株主は、当該保有株式を売却できます。

2. 中国の個人、法人、団体、その他の機関が第三地に投資する会社（以下、各質問にすべて「第三地に投資する会社」という。）、その会社の定義。

（1） 「中国人民来台投資許可弁法」第 3 条第 2 項の規定によると、の第三地に投資する会社とは、中国の個人、法人、団体、その他の機関が第三国の会社に対して、次の各号のいずれかに該当するものであります：一、当該第三地に投資する会社に対し、直接又は間接的に 30%を超える株式もしくは出資額を保有すること。二、当該第三地の会社に対して支配力を有すること。なお、第三地に所在する会社には当該法を適用するため、外国人投資条例を適用しません。

（2） 第三地に投資する会社が、中国の投資家に認定する基準の解釈例：経済部投資審議司のホームページ(トップページ>華僑・外国人の台湾へ投資>説明書>華僑・外国人 IV-海外の第三地に投資する会社が中国資本の投資家に認定する基準の解釈例)。英語版ホームページ (https://dir.moea.gov.tw/english/index.jsp > Services > Overseas Chinese & Foreign Investment > Explanations > New Form IV)。

（三） 身分登録手続きをした非ファンド型の外国機関投資家(例えば、証券会社や銀行)は、中国投資家の依頼による台湾市場に投資してはなりません。

四、国外(内)の華僑及び自然人、非ファンド型の国外の外国機関投資人又はその取引先は香港又は澳門地区の投資家である場合、台湾市場に投資できますか。

回答:

（一） 国外(内)の華僑及び自然人、非ファンド型の外国機関投資家又はその取引先は香港又は澳門地区の投資人である場合、台湾市場に投資できます。非ファンド型の国外の外国機関投資家(例えば、証券会社や銀行)の場合、香港又は澳門地区の自然人、法人、団体、若しくはその他の機関から台湾市場への投資ができます。

（二） 関係法規

1. 「香港・澳門関係条例」第 4 条規定によると、香港の住民とは、香港の永住資格を持ち、かつ英国の国民(海外)又は香港のパスポート以外の旅行証を所持しない者であります。澳門の住民とは、澳門の永住資格を持ち、かつ澳門のパスポート以外の旅行証を所持しない者、又はポルトガルのパスポートをポルトガルの統治終了前に取得し、所持する者であります。

2. 同条例第 31 条の規定によると、香港又は澳門の住民、法人、団体、或いはその他の機関が台湾に投資のは、外国人投資及び為替決済に関する規定が準用します。ただし、同条例第 41-1 条の規定に基づき、中国の個人、法人、団体、或いはその他の機関が香港或いは澳門に投資する会社は、「台湾と中国の人民関係条例」第 73 条に定める状況に該当した場合、同条例の台湾への投資及び賦課金に関連する規定を適用できます。

五、非ファンド型の国外の外国機関投資家が、身分登録手続きをした台湾市場に投資し、その後持分の変動により第三地に投資する会社となった場合、どのように処理しますか。

回答:非ファンド型の国外の外国機関投資家が、身分登録手続きをした台湾市

場に投資し、その後持分の変動により第三地に投資する会社となった場合、株主情報を更新するため台湾の代理人/保管機関に通知すると共に書簡で証券取引所に報告し、保有する有価証券を速やかに売却します。この期間、台湾市場における有価証券を売買できません。ただし、有価証券の貸借取引のため貸し出した有価証券を返還することは限りません。口座の残高を清算した後、身分登録及び証券取引口座について削除手続きをします。

六、ファンド型の国外の外国機関投資家について、その管理会社は中国で登記した、又は第三地に投資する会社である場合、台湾市場に投資できますか。

回答:

（一） 公募型ファンドの国外の外国機関投資家について、その管理会社は中国で登記した、又は第三地に投資する会社であり、かつ当該公募型ファンドの中国の投資家の出資総額が 30%を超えた場合、身分登録の手続きをし、台湾市場に投資できません。

（二） 私募型ファンドの国外の外国機関投資家が第三地に投資する会社ではない場合、身分登録手続をすると台湾市場に投資できます。

事例 1

ルクセンブルクに登記した A 公募型ファンドが投資家として台湾に投資しようとし、その管理会社は、香港系企業の B 資産管理会社として、ある中国 V 会社がその株式の 51%を持つ子会社であります。

ルクセンブルクに登記した A 公募ファンドは、中国投資家は出資額が 30%に未満する場合、身分登録手続をすると台湾市場に投資できます。

事例 2

英国に登記した D 公募型ファンドは、投資家として台湾に投資しようとし、その管理会社が、香港系企業の B 資産管理会社として、ある中国 V 会社がその株式の 51%を持つ子会社であります。

英国に登記した D 公募型ファンドは、中国投資家は出資額が 30%に満たす場合、身分登記手続きをし、台湾市場に投資できません。

事例 3

米国に登記したＣ私募会社型ファンドは、投資家として台湾に投資しようとするが、その株主とする中国人民Ｕ氏、中国Ｔ会社とＳ銀行の出資額が45％（30％超）であり、第三地に投資する会社に構成するので、身分登記手続きをし、台湾市場に投資できません。

七、華僑及び外国人が台湾市場に投資する資金について、台湾からのはいけませんが、国外の外国機関投資家(例えば証券会社、銀行等の金融機関)の取引先の資金は、台湾の銀行からのはいけますか。

回答：国外の華僑及び外国人自然人、非ファンド型の国外の外国機関投資家、又はその取引先(実質的に台湾市場の有価証券に投資する者)が台湾市場に投資するとき、その資金は台湾からのはいけません。その資金源は台湾の銀行に属する国際金融業務の支店から借り入れた場合も、台湾からの資金に属します。

八、経済部投資審議司は、2020 年 12 月 30 日に、「中国人民来台投資許可弁法」の関連規定及び解釈命令の改正を告示し、「華僑及び外国人投資証券管理弁法」に準拠した華僑及び外国人はどのように対応すべきか。

回答：

（一）2020 年 12 月 30 日までに登記を完了した華僑及び外国人は、改正後解釈命令により中国資本であると認定された場合、第五問の説明書に従って書簡で証券取引所に自ら報告し、保有する有価証券を速やかに売却し、口座の残高を清算した後、身分登録及び証券取引口座について削除手続きをします。自主的に第五問の説明に従って実施しない場合は、違反とはなりません。

（二）2020 年 12 月 30 日までに登記を完了した華僑及び外国人が変更登記手続きをするとき、保管機関及び投資家は、改正後の解釈命令に従って、中国資本であるかどうかを再確認するものとし、中国資本であると認定された場合、第五問の説明に従って実施しなければなりません。

付属図:

非自国投資家が華僑及び外国人の身分で、我が国の証券市場に投資できるかどうかを判定するフローチャート

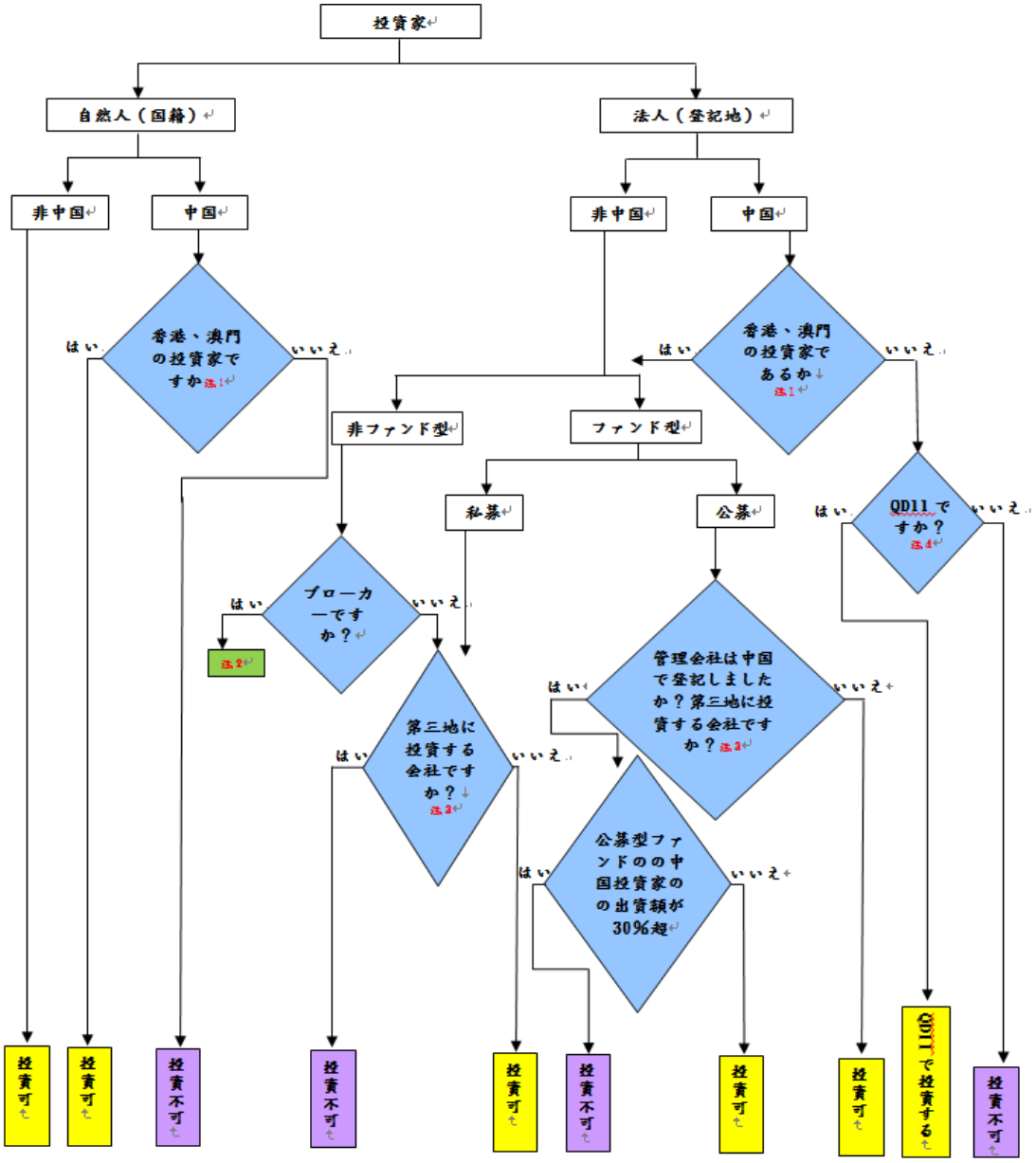

注 1：香港・澳門の自然人、法人、団体、或いはその他の機関

1. 「香港・澳門関係条例」第 4 条規定によると、香港の住民とは、香港の永住資格を持ち、かつ英国の国民(海外)又は香港のパスポート以外の旅行証を所持しない者であります。澳門の住民とは、澳門の永住資格を持ち、かつ澳門のパスポート以外の旅行証を所持しない者、又はポルトガルのパスポートをポルトガルの統治終了前に取得し、所持する者であります。
2. 同条例第 31 条の規定によると、香港又は澳門の住民、法人、団体、或いはその他の機関が台湾に投資するのは、外国人投資及び為替決済に関する規定が準用します。ただし、同条例第 41-1 条の規定に基づき、中国の個人、法人、団体、或いはその他の機関が香港或いは澳門に投資する会社は、「台湾と中国の人民関係条例」第 73 条に定める状況に該当した場合、同条例の台湾への投資及び賦課金に関連する規定を適用できます。

注 2：非ファンド型の国外の外国機関投資家が取引先を代理して国内証券に投資するブローカー(例えば銀行、証券会社等)の場合は、その取引先は身分によって台湾市場に投資できるかどうかを判定する時、この判定フローを準用します。

注 3：「中国人民来台投資許可弁法」第 3 条第 2 項の規定によると、前記の第三地に投資する会社とは、中国の個人、法人、団体、その他の機関が第三国の会社に対して、次の各号のいずれかに該当するものであります：一、当該第三地に投資する会社に対し、直接又は間接的に 30%を超える株式もしくは出資額を保有すること。二、当該第三地に投資する会社に対して支配力を有すること。

注 4：QDII とは、「中国投資家来台従事証券投資および期貨取引管理弁法」第 3 条により中国の証券、保険及び銀行の主務官庁の認可を受けた機関投資家であります。